

証券コード 7041
2019年12月9日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
新宿三井ビルディング37階
CRGホールディングス株式会社
代表取締役社長 古澤 孝

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁から3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2019年12月24日(火曜日)午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月25日(水曜日)午前10時
(受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。)
 2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目8番2号
B1Z新宿(新宿区立産業会館) 1階 多目的ホール
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違のないようご注意ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第6期(2018年10月1日から2019年9月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第6期(2018年10月1日から2019年9月30日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件

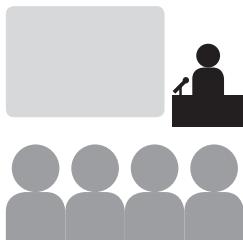
以 上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。又、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただけますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する株主に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎株主総会招集ご通知添付書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき当社ウェブサイト (<https://www.crgh.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<https://www.crgh.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のご案内に従って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける株主様



日 時	2019年12月25日（水曜日）午前10時
場 所	東京都新宿区西新宿六丁目8番2号 B I Z新宿（新宿区立産業会館） 1階 多目的ホール

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない株主様

(1) 議決権行使書の郵送による場合



行使期限 2019年12月24日（火曜日）午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付ください。

(2) 電磁的方法（インターネット等）による場合

行使期限

2019年12月24日（火曜日）午後6時まで

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



① パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

② スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記①パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。



■ 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027

受付時間：9:00～21:00

(添付書類)

事業報告

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善及び各種施策の効果により、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響を注視するとともに、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

当社グループが属する人材サービス業界におきましては、2019年9月の有効求人倍率(季節調整値)は1.57倍、完全失業率(季節調整値)は2.4%となり、構造的な人手不足は深刻な状況が継続しております。

このような市場環境のもと、当社グループにおきましては「人のチカラとIT」の融合を事業方針として掲げ、主力の人材派遣紹介事業における継続的な労働力の提供に加え、業務効率化の支援を行うことを目的に、人材派遣紹介事業にて培ったナレッジを活かした採用支援・BPOなどの各種代行業業や、AI、RPA(注1)、OCR(注2)を活用したITソリューション事業を行っており、人手不足という大きな課題を解決するためのトータルサポートを提供してまいりました。又、近年、潜在労働力として期待されているシニア、女性、グローバル人材の活用や、障がいをお持ちの方の雇用機会の創出や処遇の確保にも注力してまいりました。

当連結会計年度におきましては、障がいをお持ちの方の希望や能力に応じた適切な雇用機会や処遇の確保をより一層促進していくことを目的に、就労意欲があるにも関わらず、障がいをお持ちの方の一般就労の機会が少ない郊外エリアにおいて、サテライトオフィスを設置することで、障がいをお持ちの方が働ける環境を整備し、地方において新たな雇用を創出する「サテライトオフィス事業」を開始することといたしました。今後も、当社グループにおきましては、一億総活躍社会の実現に寄与するなど、社会貢献度の高い事業を推進してまいります。

一方で、主力の人材派遣紹介事業におきまして、物流系大手顧客の自社雇用強化に伴う減収、「イベント事業」による損失の計上、新規事業の立ち上げなどに係る優秀な人材の早期獲得を行ったことにより、営業利益は前年を下回ることとなりました。今後は、新規顧客の獲得に一層注力するとともに、派遣領域の拡充に伴う収益性の向上を図ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は22,189百万円(前期比7.6%増)となり、事業部門別内訳は、人材派遣紹介事業が20,294百万円、製造請負事業が1,801百万円、その他事業が92百万円となりました。又、利益面では、営業利益455百万円(同19.9%減)、経常利益434百万円(同22.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益264百万円(同21.3%減)となりました。

- (注) 1. Robotic Process Automationの略。主にパソコンで作業している定型化された業務を、ロボットにより自動化する取り組みのこと。
2. Optical Character Recognition/Readerの略。手書きや印刷された文字を、イメージスキャナやデジタルカメラによって読みとり、コンピュータが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術のこと。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資総額は、リースを含めて115百万円（有形固定資産47百万円・無形固定資産68百万円）となりました。その主な内容は、業容拡大・人員増に起因する拠点の新設及び移転に伴う建物附属設備、工具、器具及び備品の他、自社利用の基幹システム関連投資によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、グループ資金の機動的かつ安定的な調達に向け取引銀行と総額1,250百万円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度における借入実行残高は、647百万円となります。

なお、当社は、2018年10月10日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。上場にあたり、公募増資及び第三者割当増資を行い、それぞれ566百万円及び208百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する人材サービス業界におきましては、我が国の少子高齢化、それに伴う生産年齢人口の減少という社会構造の変化を受け、人手不足がこれまで以上に深刻な問題になることが予想されることから、経営基盤の一層の強化を図り、主力の人材派遣紹介事業における継続的な労働力の提供に加え、業務効率化の支援を行うことを目的に、人材派遣紹介事業にて培ったナレッジを活かした採用支援・BPOなどの各種代行事業や、AI、RPA、OCRを活用したITソリューション事業を行っており、人手不足という大きな課題を解決するためのトータルサポートを提供していくことが重要であると認識しております。

又、近年、潜在労働力として期待されているシニア、女性、グローバル人材の活用や、障がいをお持ちの方の雇用機会の創出や処遇の確保にも注力しております。

当社グループは上記経営理念及び成長を実現するために以下の課題に取り組んでまいります。

- ① 派遣スタッフの採用と育成
当社グループは、持続的成長のために、派遣スタッフの採用と育成が重要であると考えております。
人材派遣紹介事業では、専門性を持った派遣スタッフを確保するため、当社グループ内において専門性の高い教育・研修体制の強化を図ってまいります。又、当社グループの事業方針に合致する企業との業務提携等も積極的に実施し、迅速に顧客ニーズに対応できる体制を構築してまいります。
- ② 優秀な人材の確保及び育成
当社グループは、持続的成長のために優秀な人材を採用するとともに、将来を担う人材の育成が必要不可欠であると認識しております。競合企業に負けない組織体制を構築するとともに、顧客ニーズに柔軟に対応できるよう正社員の教育を強化し、提案力やチーム力の向上を図ってまいります。
- ③ 収益基盤の拡大
人材派遣紹介事業におきましては、全国主要都市に拠点の展開をしておりますが、未開拓地域への出店戦略や、既存拠点のある地域の顧客ニーズに対して、柔軟に対応していくための拠点構築が今後の課題となっております。当社グループといたしましては、積極的に拠点を展開していくことで、更なる収益基盤の拡大を図ってまいります。又、人材派遣紹介事業が当社グループの売上の大半を占めておりますが、当該事業に依存しない事業体制を構築するため、それ以外の事業も拡大し多様な収益基盤・事業ポートフォリオの拡充に取り組んでまいります。
- ④ 特定取引先への依存に関するリスク軽減
株式会社プロテクスにつきましては、ほぼ取引先メーカー1社及びその関連会社との取引となっており、同社グループとの取引縮小等に伴う事業リスクが存在するため、当該リスクの低減が必要であると認識しております。請負業務範囲の拡大や国内外を含む受注拠点の拡大及び、上記取引先メーカーとのリレーション強化を図る一方、同社との取引を通じて得たナレッジを他社取引に展開し、事業の拡大及び事業リスクの低減を図ってまいります。
- ⑤ IT活用の推進
深刻な人手不足を背景に、当社グループは総合人材サービス企業として、人材だけでなく、生産性向上に向けた省人化施策も提供することが必要であると認識しております。
当社グループでは、ITシステムやRPAを活用した新たなサービスを創出し、顧客企業に価値を提供していくと同時に、AIマッチングシステムやRPA活用による社内オペレーションの効率化によって収益性向上を図ってまいります。
又、人材サービス業界に特化した基幹システムや勤怠管理を自動化するシステムを開発・導入し、業務の効率化に取り組んでおります。当該システムにおいては、スマートフォン上で完結する勤怠報告アプリケーションの導入や、幅広い給与支払い方法に対応する等、派遣スタッフの利便性を向上する各種機能を実装し、派遣スタッフの満足度向上を図っております。
今後は更に、これらシステムの顧客への提供を推進する他、継続的な機能強化を行い、付加価値向上に努めてまいります。

⑥ 新規事業への参入について

当社グループでは、継続的な事業規模拡大のため、積極的に新規事業へ参入していく方針であります。

当社グループは、人材需給が逼迫する状況を背景に、顧客の業務効率化のためのソリューションを提供するRPA事業へ参入いたしました。今後も、顧客のRPA活用をより一層促進するため、AIやRPAの導入をサポートできる人材の育成・提供事業等、新たな価値を生むための取り組みを展開してまいります。

又、必要に応じてM&Aなども活用することにより、市場環境や顧客需要の変化に柔軟かつスピーディーに対応してまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第3期 (2016年9月期)	第4期 (2017年9月期)	第5期 (2018年9月期)	第6期 (当連結会計年度 (2019年9月期))
売上高 (千円)	16,600,452	18,856,091	20,628,773	22,189,077
経常利益 (千円)	151,200	290,568	559,712	434,250
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	87,830	200,264	336,144	264,670
1株当たり当期純利益 (円)	18.69	42.61	71.52	48.83
総資産 (千円)	3,894,299	4,502,021	4,776,492	5,350,727
純資産 (千円)	674,013	874,692	1,210,837	2,250,843
1株当たり純資産 (円)	143.41	186.02	257.54	412.74

(注) 2015年11月26日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社キャストイングロード	50,000千円	100.0%	人材派遣紹介事業
株式会社ジョブス	75,000千円	100.0%	人材派遣紹介事業
株式会社プロテクス	20,000千円	100.0%	製造請負事業
株式会社CRドットアイ	20,800千円	100.0% (100.0%)	人材派遣紹介事業
株式会社CRSサービス	14,000千円	100.0%	BPOサービス事業(注)2、給与計算代行事業、採用代行受託事業
株式会社イノベーションネクスト	50,000千円	100.0%	RPA事業(注)3、システムソリューション事業、IT関連事業

- (注) 1. 当社の議決権比率の()内は間接保有割合を内数で表示しております。
 2. Business Process Outsourcing (ビジネス・プロセス・アウトソーシング)の略。コアビジネス以外の業務プロセスをそのまま委託すること。
 3. Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション)の略。主にパソコンで作業している定型化された業務を、ロボットにより自動化する取り組みのこと。

(7) 主要な事業内容 (2019年9月30日現在)

当社グループは、持株会社である当社と連結子会社6社で構成されており、各社それぞれが特定の業界に特化する形式での事業運営を行うことでサービス品質の向上及び迅速で確かなサービスの提供に取り組んでおります。

事業の内訳といたしましては、労働者派遣を中心とした人材派遣紹介事業、製造請負事業及びその他事業を行っております。

事業区分	事業内容
人材派遣紹介事業	労働者派遣事業、有料職業紹介事業
製造請負事業	取引先メーカーからの製造請負及びその附帯業務
その他事業	①BPOサービス事業、給与計算代行事業、採用代行受託事業 ②RPA事業、システムソリューション事業、IT関連事業

(8) 企業集団の主要拠点等 (2019年9月30日現在)

① 当社

本社	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
----	------------------

② 子会社

株式会社キャストイングロード	本社	東京都新宿区新宿三丁目1番24号
	新宿支店	東京都新宿区
	池袋支店	東京都豊島区
	横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区
	千葉支店	千葉県千葉市中央区
	札幌支店	北海道札幌市中央区
	大通支店	北海道札幌市中央区
	仙台支店	宮城県仙台市青葉区
	新潟支店	新潟県新潟市中央区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
	大阪支店	大阪府大阪市北区
	神戸支店	兵庫県神戸市中央区
	福岡支店	福岡県福岡市中央区
	小倉支店	福岡県北九州市小倉北区
	熊本支店	熊本県熊本市中央区
沖縄支店	沖縄県那覇市	
株式会社ジョブス	本社	東京都新宿区新宿二丁目3番13号
	新宿支店	東京都新宿区
	札幌支店	北海道札幌市中央区
	水戸支店	茨城県水戸市
	池袋営業所	東京都豊島区
	立川営業所	東京都立川市
	西船橋営業所	千葉県船橋市
	横浜営業所	神奈川県横浜市神奈川区
	大宮営業所	埼玉県さいたま市大宮区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
	大阪営業所	大阪府大阪市北区
	神戸営業所	兵庫県神戸市中央区
福岡支店	福岡県福岡市博多区	
株式会社プロテクス	本社	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
	埼玉営業所	埼玉県児玉郡上里町
	静岡営業所	静岡県焼津市
	伊丹営業所	兵庫県伊丹市
	香川営業所	香川県観音寺市
株式会社CRドットアイ	本社	東京都千代田区飯田橋四丁目8番4号
株式会社CRSサービス	本社	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
株式会社イノベーションネクスト	本社	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

(9) 従業員の状況 (2019年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
448名(467名)	30名増 (12名増)

(注) 1. 従業員数には、役員を含んでおりません。

2. 従業員数は全連結会社の就業人員(当社グループからの出向者を除く。)の合計であり、臨時雇用者数(アルバイト、契約社員を含む。)は、最近1年間の平均就業人数を()内にて外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
31名(1名)	3名増 (-)

(注) 1. 従業員数には、役員を含んでおりません。

2. 従業員数は就業人員(当社からの出向者を除く。)の合計であり、臨時雇用者数(アルバイト、契約社員を含む。)は、最近1年間の平均就業人員を()内にて外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2019年9月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	860,380千円
株式会社日本政策金融公庫	78,320千円
株式会社三井住友銀行	43,824千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2018年10月10日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数
21,810,000株
- (2) 発行済株式の総数
5,452,500株 (自己株式35株を含む)
- (3) 株主数
2,293名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
井上 弘	1,539,300株	28.23%
レッドロック株式会社	1,500,000株	27.51%
古澤 孝	600,000株	11.00%
株式会社 T R M	200,000株	3.67%
MSIP CLIENT SECURITIES	156,800株	2.88%
株式会社オープンループ	70,600株	1.29%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG(FE-AC)	55,683株	1.02%
加畑 雅之	45,000株	0.83%
松井証券株式会社	37,900株	0.70%
株式会社 S B I 証券	33,506株	0.61%

(注) 持株比率は、自己株式 (35株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

項目		第1回新株予約権	
発行決議日		2016年3月15日	
新株予約権の数		198,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 198,000株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の行使時の払込金額		290円	
新株予約権の発行価額		無償	
新株予約権の行使期間		2018年4月1日から 2026年2月28日まで	
行使の条件		(注) 1～3	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	80,000個
		目的となる株式数	80,000株
		保有者数	2名
	監査役	新株予約権の数	10,000個
		目的となる株式数	10,000株
		保有者数	1名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日から2年を経過するまで、その権利を行使できない。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第2回新株予約権

当社は、2017年4月14日開催の取締役会決議に基づき、2017年5月8日付で第2回新株予約権（2017年4月24日臨時株主総会決議）を当社代表取締役社長である古澤孝に対して有償にて発行しております。当該新株予約権は、複合金融商品であるためストックオプション制度には該当しないものの、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的としており、ストックオプション制度に準ずるものであります。

新株予約権の数	1,750個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 175,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 31,500円
新株予約権の行使期間	2019年12月1日から 2024年5月8日まで
新株予約権の行使条件	(注) 1～6

- (注) 1. 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合又は当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができる。
2. 本新株予約権者は、2018年9月期から2020年9月期までのいずれかの期の監査済みの当社連結損益計算書における営業利益が、600百万円以上となった場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
3. 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
4. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第3回新株予約権

当社の代表取締役会長である井上弘は、現在及び将来の当社及びその子会社・関連会社（以下「当社等」という。）の取締役（委託者とその親族を除く。）、監査役及び従業員（以下「役職員」という。）に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2017年4月14日開催の取締役会決議に基づき、2017年5月8日付で税理士持田秀之を受託者として「時価発行新株予約権信託」（以下「本信託（第3回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は、本信託（第3回新株予約権）に基づき、持田秀之に対して、第3回新株予約権（2017年4月24日臨時株主総会決議）を発行しております。本信託（第3回新株予約権）の内容は次のとおりであります。

新株予約権の数	2,400個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 240,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 31,500円
新株予約権の行使期間	2019年12月1日から 2024年5月8日まで
新株予約権の行使条件	(注) 1
対象者	(注) 2

- (注) 1. (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日から2年を経過するまで、その権利を行使できない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
2. 本信託契約の定めに従い、信託期間満了日時点の当社等の役職員のうち受益者として指定された者を受益者とし、本新株予約権の分配数量を確定します。なお、分配のための具体的な基準は、信託契約日である2017年5月8日付で定められた新株予約権交付ガイドラインに規定されております。新株予約権ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社等の役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は新株予約権交付ガイドラインに従って当社等の役職員の業績を評価し、評価委員会の決定により、本新株予約権の分配を行います。
- (1) 毎年11月と東京証券取引所市場第一部又は第二部に株式上場した後60日経過時点で行われる貢献度評価の結果に応じて、ガイドラインに定める一定の条件を満たす者に対し、ボーナスパッケージを配分します。
- (2) 交付基準時におけるボーナスパッケージの合計に応じた新株予約権の数を原則とし、新株予約権の数量を決定します。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年9月30日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
井上 弘	代表取締役会長	レッドロック株式会社 代表取締役
古澤 孝	代表取締役社長	株式会社キャストイングロード 代表取締役
		株式会社TRM 代表取締役
小田 康浩	常務取締役	管理本部長
		株式会社キャストイングロード 取締役
半田 純也	取締役	
岡野 務	監査役	株式会社キャストイングロード 監査役
阿久津 操	監査役	株式会社ココブリーズ 代表取締役
		弁護士ドットコム株式会社 監査役
		B A S E 株式会社 監査役
		A I i n s i d e 株式会社 監査役
長井 亮輔	監査役	株式会社Stand by C Japan 代表取締役
		株式会社E-FAS 代表取締役
		株式会社エニウェア 代表取締役
		株式会社Stand by C 取締役
島 正彦	監査役	

- (注) 1. 半田純也氏は、社外取締役であります。
 2. 阿久津操氏、長井亮輔氏及び島正彦氏は、社外監査役であります。
 3. 阿久津操氏、長井亮輔氏及び島正彦氏は、以下のとおり、相当程度の知見を有しております。
 (1) 阿久津操氏は、上場企業の監査役としての豊富な経験を通じて培った知見を有しております。
 (2) 長井亮輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 (3) 島正彦氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、2018年10月10日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、同取引所の定めに基づき、半田純也氏、阿久津操氏、長井亮輔氏及び島正彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役4名全員は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額となっております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	150,000千円 (6,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	22,500千円 (10,500千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (4名)	172,500千円 (16,500千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年5月29日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役48,000千円以内）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2015年12月25日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- a 社外監査役の阿久津操氏は、株式会社ココブリーズの代表取締役、及び弁護士ドットコム株式会社、BASE株式会社、Alinside株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- b 社外監査役の長井亮輔氏は、株式会社Stand by C Japan、株式会社E-FAS及び株式会社エニウェアの代表取締役、株式会社Stand by Cの取締役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	半 田 純 也	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、主にIT業界の経営幹部として培った経験と見識から、適宜発言を行っております。
社外監査役	阿 久 津 操	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、及び監査役会16回の全てに出席し、上場企業を始めとする豊富な監査役としての経験を通じて培った知見に基づき、ガバナンスの在り方を踏まえた監査を行っております。
社外監査役	長 井 亮 輔	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、及び監査役会16回の全てに出席し、公認会計士として培ってきた会社財務等の専門的な知見と経験を活かし、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する監査を行っております。
社外監査役	島 正 彦	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、及び監査役会16回の全てに出席し、長きにわたり金融機関で培った財務及び会計に関する知識と経験に基づき監査を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,250千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,750千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場するためのコンフォートレター作成業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会に当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

又、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりです。

- ① 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社及び当社グループ各社は、法令遵守の徹底を経営の基本方針とし、顧問弁護士や会計監査人などの専門家との連携を深めるとともに、取締役会、監査役会及びコンプライアンス担当部署それぞれの役割を發揮させることによって、コーポレート・ガバナンスの一層の強化とコンプライアンスの徹底を図るものとする。又、当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの実践と周知徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を定める。
 - b 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務執行に関する事項の決議をするとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の適法かつ適正な業務執行を監督する。又、取締役会は、「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の職務の権限、職務の執行に関する規程を定め、取締役及び使用人は、法令、定款及びこれら規程に従い、業務を執行する。
 - c 当社は、経営会議、当社及び当社グループ各社の取締役会、監査役会をはじめとする、当社グループ全体、当社内及び当社グループ各社内の重要な会議等を通じて、当社及び当社グループ各社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するとともに、相互のチェックによる内部統制機能の強化、徹底を図るものとする。
 - d 部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - e 法令・定款の違反行為を早期に発見、未然に予防するため、「内部通報規程」に従い、当社グループの事業に従事する者からの内部通報制度を設ける。
 - f 当社の内部監査室は、当社及び当社グループ各社のコンプライアンスの状況に関して内部監査を実施する。
 - g 当社グループの取締役及び使用人に対して、コンプライアンスに係る継続的な教育・研修を行う。
 - h 「反社会的勢力対応規程」及び関連マニュアルを定め、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 「文書管理規程」を定め、同規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を含む議事録その他の文書等は経営判断等に用いた関連資料とともに適切に保存・管理する。
 - 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ各社の取締役に対し、当社グループ各社における取締役会その他各種会議の議事録の写し等の文書を当社に提出させること等により、当社グループ各社における職務執行に係る事項を報告させる。当該提出を受けた文書については、当社担当部署で適正に保存・管理する。又、当該資料は、当社の取締役及び監査役がその要請に基づき常時閲覧可能とする。
- ③ 当社及び当社グループ各社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、当社及び当社グループ各社の経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備、強化するために「リスク管理規程」を定める。
 - 当社及び当社グループ各社の各部門は関連規程に則り、自部門に係るリスクを調査、把握し、各部門責任者において管理を行うとともに、定期的にリスク管理委員会を開催した上で、必要に応じて臨時リスク管理委員会を開催して審議する。
 - 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏えい、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、事前に事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、しかるべき予防措置をとる。
 - リスクの管理に係る体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための継続的な教育・研修を実施する。
- ④ 当社及び当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。当社は、迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、経営会議を設ける。又、当社グループ各社の取締役会は、各社の事情に応じつつ、法令を遵守して定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。
 - 「取締役会規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」において、当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の役割と職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、「職務権限規程」を適宜見直し、決裁制度の中で適宜権限移譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
 - 迅速かつ円滑な業務の執行と経営判断の実現のため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入する。
 - グループ中期経営計画を策定し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
 - 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、グループ全社レベルでの最適化を図る。

- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a 監査役からその職務を補助すべき使用人を配置することを求められた場合は、監査役と協議して配置することとする。
 - b 監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従い、その人事異動及び人事評価は監査役と協議して行う。
 - c 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は、他の業務に優先して監査役の職務の補助業務に従事する。
- ⑥ 当社の取締役及び使用人並びに当社グループ各社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制その他当社監査役への報告に関する体制
 - a 当社並びに当社グループ各社の取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、事業及び内部統制の状況等に関する報告及び情報提供を行い、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告する。
 - b 当社グループ各社の取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに当社グループの定める担当部門に報告する。当該担当部門は、報告を受けた事項について速やかに当社の監査役に報告する。当社及び当社グループ各社の監査役が、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる体制とする。
 - c 当社及び当社グループ各社の監査役が、必要に応じて、内部監査活動を行う内部監査室と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の実効性が確保できる体制とする。
 - d 当社及び当社グループ各社は、直接又は当社が設置する社内外の通報窓口を通じて間接に当社監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、当社監査役は取締役会その他、経営会議その他の重要な会議に出席できる。又、当社は監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
 - b 当社監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部門において当該費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。
なお、当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて適宜見直しを行っております。
- ① 取締役の職務執行の適正性を確保するため、「取締役会規程」や各種社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。
 - ② 監査役の職務執行の適正性を確保するため、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、監査法人等並びに内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。
 - ③ 内部監査は内部監査計画書に基づき、当社並びにグループ会社の内部監査を実施しております。
- (3) 株式会社の支配に関する基本方針
当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。
一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。
- (4) 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。
- (5) 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。
- (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針
当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。
今後の配当政策の基本方針といたしましては、収益力の強化や事業基盤・財務基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況、業績及び企業を取り巻く事業環境を総合的に勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。又、内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。
剰余金の配当を行う場合、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これら剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。なお、当社は取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を決定できる旨を定款で定めております。

連結貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,698,413	流動負債	2,751,723
現金及び預金	1,982,881	買掛金	54,169
受取手形及び売掛金	2,582,416	短期借入金	350,000
その他	139,929	1年内返済予定の長期借入金	304,104
貸倒引当金	△6,814	1年内償還予定の社債	22,000
固定資産	652,314	未払法人税等	101,822
有形固定資産	137,230	未払消費税等	352,896
建物及び構築物	117,069	未払金	121,421
工具、器具及び備品	15,206	未払費用	1,299,205
その他	4,954	賞与引当金	98,709
無形固定資産	138,193	その他	47,394
ソフトウェア	137,439	固定負債	348,160
その他	754	社債	16,000
投資その他の資産	376,890	長期借入金	328,420
敷金	209,692	その他	3,740
繰延税金資産	150,480	負債合計	3,099,884
その他	27,234	(純資産の部)	
貸倒引当金	△10,516	株主資本	2,250,428
資産合計	5,350,727	資本金	437,688
		資本剰余金	666,905
		利益剰余金	1,145,874
		自己株式	△39
		新株予約権	415
		純資産合計	2,250,843
		負債純資産合計	5,350,727

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		22,189,077
売上原価		17,794,170
売上総利益		4,394,906
販売費及び一般管理費		3,939,416
営業利益		455,490
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	14	
助成金収入	2,607	
その他	253	2,876
営業外費用		
支払利息	8,485	
株式公開費用	3,597	
株式交付費用	3,735	
事務所移転費用	5,410	
その他	2,887	24,116
経常利益		434,250
特別損失		
固定資産除却損	3,465	3,465
税金等調整前当期純利益		430,784
法人税、住民税及び事業税		172,914
法人税等調整額		△6,800
法人税等合計		166,114
当期純利益		264,670
親会社株主に帰属する当期純利益		264,670

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	50,000	279,217	881,204	－	1,210,422	415	1,210,837
当連結会計年度変動額							
新株の発行	387,688	387,688			775,376		775,376
自己株式の取得				△39	△39		△39
親会社株主に帰属する 当期純利益			264,670		264,670		264,670
当連結会計年度変動額合計	387,688	387,688	264,670	△39	1,040,006	－	1,040,006
当連結会計年度末残高	437,688	666,905	1,145,874	△39	2,250,428	415	2,250,843

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	254,982	流動負債	708,877
現金及び預金	143,049	短期借入金	350,000
営業未収入金	68,311	1年内返済予定の長期借入金	252,120
その他	43,621	未払法人税等	15,169
固定資産	1,976,921	未払消費税等	8,247
有形固定資産	27,688	賞与引当金	6,546
建物	23,507	その他	76,794
工具、器具及び備品	4,181	固定負債	258,762
無形固定資産	122,604	長期借入金	258,260
ソフトウェア	121,850	その他	502
その他	754	負債合計	967,640
投資その他の資産	1,826,629	(純資産の部)	
関係会社株式	422,857	株主資本	1,263,849
関係会社長期貸付金	1,310,000	資本金	437,688
繰延税金資産	27,532	資本剰余金	670,545
その他	66,238	資本準備金	387,688
資産合計	2,231,904	その他資本剰余金	282,857
		利益剰余金	155,655
		その他利益剰余金	155,655
		繰越利益剰余金	155,655
		自己株式	△39
		新株予約権	415
		純資産合計	1,264,264
		負債純資産合計	2,231,904

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	760,961
営業費用	675,844
営業利益	85,117
営業外収益	
受取利息	15,079
営業外費用	
支払利息	5,817
株式公開費用	3,597
株式交付費用	3,735
事務所移転費用	1,120
その他	1,127
経常利益	84,798
特別損失	
固定資産除却損	156
税引前当期純利益	84,642
法人税、住民税及び事業税	19,472
法人税等調整額	15,894
法人税等合計	35,367
当期純利益	49,274

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式			株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	50,000	-	282,857	282,857	106,381	106,381	-	439,238	415	439,653
当期変動額										
新株の発行	387,688	387,688		387,688				775,376		775,376
自己株式の取得							△39	△39		△39
当期純利益					49,274	49,274		49,274		49,274
当期変動額合計	387,688	387,688	-	387,688	49,274	49,274	△39	824,610	-	824,610
当期末残高	437,688	387,688	282,857	670,545	155,655	155,655	△39	1,263,849	415	1,264,264

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年11月19日

CRGホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳英 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、CRGホールディングス株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CRGホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年11月19日

C R Gホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳英 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、C R Gホールディングス株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月19日

C R Gホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	岡野	務	㊟
監査役（社外監査役）	阿久津	操	㊟
監査役（社外監査役）	長井	亮輔	㊟
監査役（社外監査役）	島	正彦	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社及び当社子会社の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的の変更及び追加を行うものであります。
- (2) その他、項番号の表現の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款 第1章 総 則	変 更 案 第1章 総 則
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。	(目的) 第2条 当社は次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
1. 労働者派遣事業	<u>（1）労働者派遣事業</u>
2. 有料職業紹介事業	<u>（2）有料職業紹介事業</u>
3. コールセンター事業	<u>（3）コールセンター事業</u>
4. マーケティング事業	<u>（4）マーケティング事業</u>
5. アウトソーシング事業	<u>（5）アウトソーシング事業</u>
6. 各種製造請負事業	<u>（6）コンサルティング事業</u>
(新 設) (新 設)	<u>（7）イベント事業</u>
7. ソフトウェア及びハードウェアの企画、開発、制作、販売及び保守事業	<u>（8）ソフトウェア及びハードウェアの企画、開発、制作、販売及び保守事業</u>
8. コンピュータシステム、プログラムの設計、開発及び管理事業	(削 除)
9. コンピュータのソフトウェア分野における人工知能の各種技術の応用研究	(削 除)
10. 知的財産権の実施、使用、利用許諾、維持及び管理	<u>（9）知的財産権の実施、使用、利用許諾、維持及び管理事業</u>
11. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業	(削 除)
12. 広告の企画、制作及び広告代理事業	(削 除)
13. 各種就労移行支援事業	(削 除)
14. 各種コンサルタント事業	(削 除)
15. 各種イベントの企画、制作、運営及び管理事業	(削 除)
16. 各種代理事業	(削 除)
17. 商品の輸出入、加工及び販売事業	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
18. インターネット等を利用した販売事業	(削 除)
19. 輸出入貿易、通関、流通加工及び倉庫事業	(削 除)
20. 内装工事及び清掃事業	(削 除)
21. 貨物利用運送、貨物運送取扱及び貨物自動車運送事業	(削 除)
22. シェアードサービスの提供及びその運用事業	(削 除)
23. 前各号に附帯関連する一切の事業 (機関)	(10) 前各号に附帯関連する一切の事業 (機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。
1. 取締役会	(1) 取締役会
2. 監査役	(2) 監査役
3. 監査役会	(3) 監査役会
4. 会計監査人	(4) 会計監査人
第2章 株 式	第2章 株 式
(单元未満株式についての権利)	(单元未満株式についての権利)
第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化のため社外取締役1名を増員し、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	いのうえ ひろし 井上 弘 (1956年8月14日生)	1980年4月 積水ハウス株式会社 入社 1986年6月 有限会社サードライフ設立 代表取締役就任 1993年4月 株式会社ジリオン(現 レッドロック株式会社) 設立 代表取締役就任(現任) 1996年6月 サイバーシステム有限会社設立 代表取締役就 任 // 株式会社シーキャスト設立 代表取締役就任 2001年3月 株式会社ジリオンキャリアリンク(現 株式会 社キャストイングローード)設立 代表取締役社 長就任 2010年6月 株式会社CRテレコム(現 株式会社イノベー ションネクスト)設立 代表取締役就任 2011年3月 株式会社CRトランスポート(現 株式会社イ ノベーションネクスト)設立 代表取締役就任 2012年8月 株式会社SORANOTE設立 代表取締役就 任 2013年10月 当社設立 代表取締役会長就任(現任) // 株式会社キャストイングローード 代表取締役会 長就任 2014年9月 株式会社イーエヌピー設立 代表取締役就任	1,539,300株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	ふるさわ たかし 古澤 孝 (1973年1月13日生)	1991年4月 富士通株式会社 入社 1994年3月 有限会社ネスト 入社 1995年4月 株式会社ジリオン(現 レッドロック株式会社) 入社 1997年9月 株式会社ジリオン 取締役就任 2001年3月 株式会社ジリオンキャリアリンク(現 株式会社 キャスティングロード)取締役就任 2010年6月 株式会社C Rテレコム(現 株式会社イノベーシ ョンネクスト)設立 代表取締役就任 2013年10月 当社 取締役就任 // 株式会社キャストイングロード 代表取締役社 長就任 2014年10月 株式会社キャストイングロードネクスト(現 株 式会社イノベーションネクスト) 代表取締役就 任 2016年6月 株式会社T R M設立 代表取締役就任(現任) 2016年10月 当社 代表取締役社長就任(現任) 2019年7月 株式会社キャストイングロード 代表取締役就 任(現任)	600,000株
3	おだ やすひろ 小田 康浩 (1971年4月10日生)	1995年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀 行) 入行 2003年1月 株式会社静岡銀行 入行 2006年11月 株式会社毎日 入社 2007年11月 株式会社M A C G 入社 2008年3月 株式会社キャストイングロード 入社 2008年5月 新光証券株式会社(現 みずほ証券株式会社) 入 社 2012年7月 株式会社キャストイングロード 入社 2013年10月 株式会社C R S サービス 代表取締役就任 // 株式会社C R ドットアイ 取締役就任 2015年10月 当社 取締役就任 2015年12月 株式会社キャストイングロード 取締役就任(現 任) 2016年10月 当社 上席取締役管理本部長兼C F O就任 2018年12月 当社 常務取締役管理本部長就任(現任)	15,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	ほんだ じゅんや 半田 純也 (1965年3月24日生)	1987年4月 日本NCR株式会社 入社 2000年1月 サイベース株式会社 入社 2001年6月 KVH株式会社(現 Coltテクノロジーサー ビス株式会社) 入社 2004年6月 株式会社アイ・エム・ジェイ 入社 2007年5月 株式会社ぐるなび 入社 2008年3月 株式会社ぐるなび 執行役員就任 2013年6月 株式会社メンバーズ 入社 執行役員就任 2016年12月 当社 社外取締役就任(現任)	—
5	よしはら なおすけ 吉原 直輔 (1954年2月20日生)	1977年4月 野村證券株式会社 入社 2001年7月 エース証券株式会社 入社 2006年2月 宝印刷株式会社 入社 2006年7月 宝印刷株式会社 執行役員就任 2013年7月 宝印刷株式会社 常務執行役員就任 2019年7月 宝印刷株式会社 顧問就任(現任) 2019年8月 三菱UFJ信託銀行株式会社 顧問就任(現任) 2019年8月 株式会社レゴリス 社外取締役就任(現任)	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 半田純也氏及び吉原直輔氏は、社外取締役候補者であります。
3. 半田純也氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
4. 半田純也氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで上場企業等でITのベンダーやインテグレーターとしての経験が豊富であり、かつ、執行役員等を歴任しており企業経営の手腕も認められることから、当社グループが経営目標として掲げる「人のチカラとIT」の融合の実現を目指すとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の強化のために貢献いただけると期待したためであります。
5. 吉原直輔氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで上場準備企業及び上場企業のガバナンス構築やディスフロージャーに関する支援の経験が豊富であり、かつ、業務執行役員等を歴任しており企業経営の手腕も認められることから、当社の経営全般にわたり貴重な助言をいただけると期待したためであります。
6. 取締役候補者井上弘氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
7. 当社は、半田純也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。又、吉原直輔氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、半田純也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。又、吉原直輔氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、同氏が選任された場合は、同氏を独立役員として指定する予定であります。

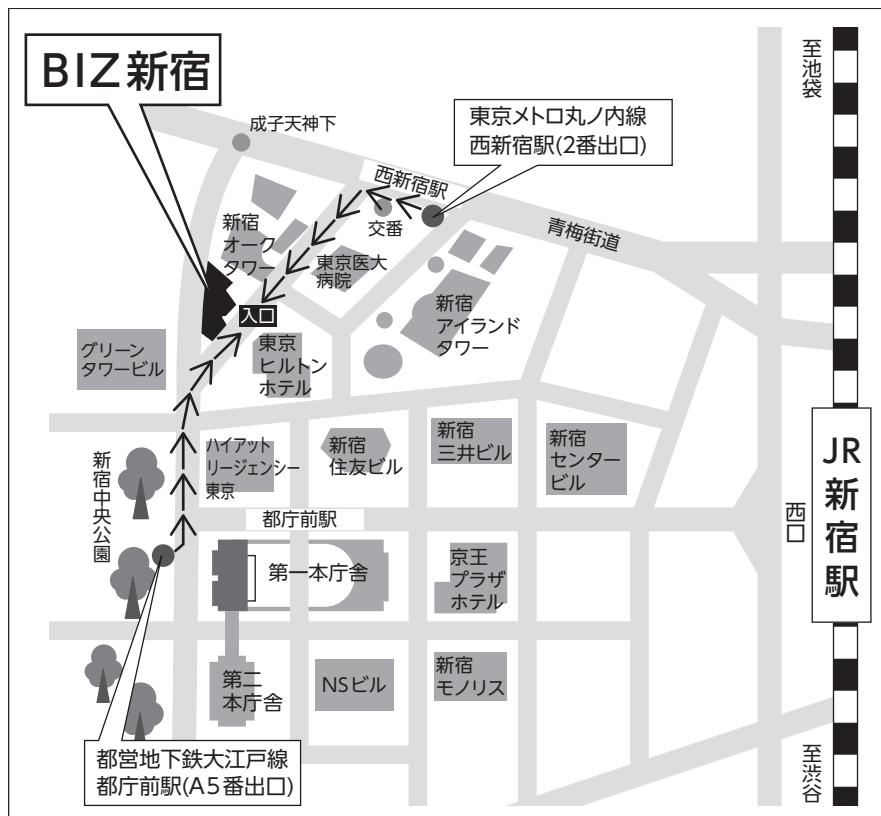
以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿六丁目8番2号

B I Z新宿（新宿区立産業会館） 1階 多目的ホール

TEL 03-3344-3011



交通 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅（2番出口）」徒歩4分

都営地下鉄大江戸線「都庁前駅（A5番出口）」徒歩5分